

令和5年度第2回平塚市行政改革推進委員会議事録

開催日時 令和5年11月27日(月)午後2時55分～午後4時50分
場 所 市庁舎本館 3階 302会議室
出席委員 諸坂委員長、城川副委員長、大久保委員、清水委員、西尾委員、久田委員、守屋委員
出席者 今井副市長、津田副市長、企画政策部長、デジタル推進担当部長、総務部長、
財政課長、デジタル推進課長、資産経営課長、行政総務課長、職員課長
事務局 企画政策課(課長、課長代理、主査2名)
傍聴者 0人
内 容 1 議題
(1) 平塚市行財政改革計画(2024-2027)〔素案〕
(2) 平塚市行財政改革計画(2024-2027)実施計画事業検討案
2 報告
(1) 平塚市行財政改革計画(2020-2023)令和5年度上半期取組状況
(2) 民間活力の活用に係る取組方針(2024-2029)
3 その他

【委員長】

「1 議題 (1) 平塚市行財政改革計画(2024-2027)〔素案〕」について、事務局から説明をお願いします。

【企画政策課課長代理】

～ 資料1-1、資料1-2に基づき説明 ～

【委員長】

皆様から御意見、御質問等がありますか。

【清水委員】

今のところパブリックコメントが0件だという説明がありましたが、今までもこのような件数でしょうか。

【企画政策課課長代理】

前回の「平塚市行財政改革計画(2020-2023)」(素案)のパブリックコメントでは、個人の方2人からご意見がありました。

【清水委員】

少ないんですね。

【企画政策部長】

補足ですが、先日締め切りました次期総合計画のパブリックコメントでは、94件のご意見がありました。

【委員長】

いつからいつまでパブリックコメントしますという、広報の仕方は同じなのでしょうか。

【企画政策部長】

同じです。

【委員長】

リターンが次期総合計画では94件で、こちらの前回の計画は2人ということですか。やはり市民の関心度によって、リアクションがかなり違うというところでしょうかね。

【大久保委員】

資料の1-1の5ページのグラフですが、扶助費の推移のところ、2020年度までの増加に比べて、2021年度は極端に上がっていますが、これは何を見込んだ数字でしょうか。

【財政課長】

基本的にはコロナの関係になります。

【守屋委員】

資料1-1の6ページの公共施設の説明の中で、学校施設が4割を占めているが、生徒は5割になっています。これはすべて市の施設でしょうか。

【資産経営課長】

市の施設になります。

【守屋委員】

そうすると、生徒は減るが、施設は減らないという考え方でよろしいでしょうか。

【企画政策課課長代理】

小学校、中学校の関係については、児童生徒数の減少や施設の老朽化等の課題がある中で、今後ど

のように教育環境の充実や向上を図っていくかは、現在、教育委員会と調整を進めており、次回の1月の委員会で今後の進め方について、何らかの方向性をお示しできるようにしたいと考えています。

また、教育委員会では、「学校施設の個別施設計画」を策定しており、現行の計画では、主に施設の長寿命化をどのように進めていくかという点を中心とした内容となっています。こちらの計画は、令和8年3月頃に改定を予定しており、その改定の際には、児童生徒数の減少に対応した学校施設の規模の縮小や有効活用についても、検討をしていくことになるものと考えています。ただし、児童生徒数の減少が進む一方で、特別な支援を必要とする子どもの数は増加をしており、普通学級では一つの教室に35人程度のところ、そうした特別支援学級では、より少ない人数で教室を使用する必要があり、そうしたところから、児童生徒数が減少したことをもって、その分の教室や校舎を減らせるとは、なかなか一概には言えないところもあるようでございます。

【委員長】

うちの大学でも配慮が必要な学生が増えており、例えば私の授業にこういう障がいを持った学生がいるから、こういった対応をして欲しいといったオーダーがあります。昔だったら50人いれば50人に均等に仕事すればいいのが、50人にプラス1が生じます。

そういう意味では、定量的に子どもが減ったから、施設を減らせばいいという単純な話でもないですね。一方で、教育施設なので、教育委員会が所管するわけですが、それをどう多角的に有効活用していくかと、例えば1階を老人ホームにすると教育委員会の所管じゃなくなりますよね。老人福祉関係部署の所管になりますから。あと複合施設化は、いろいろな自治体がアイデアを出してきていると思いますが、それに伴ってまたリスクも発生するので、例えば老人福祉施設だったら、ご家族の方が面会に来られる時に、外部の人間を入れることになります。そうすると学校としてのセキュリティをどうするかという話にもなり、今まで考えていたマネージメントプラスリスクというのが、複合施設にすればするほど高まっていくわけで、やはり一番守らなければいけないのは子どもたちの安心安全な教育環境ですから、そのあたりのバランスというのが難しくなるのかなと。お金の計算だけで、どうこうなる話でもないで、そこは多角的に研究をしていただければと思います。また1月にご報告いただけるということですので、そこで議論ができればと思います。

【守屋委員】

資料1-1の7ページに類似団体の平均と記載がありますが、この類似団体というのはどのような団体でしょうか。

【企画政策課課長代理】

こちらの類似団体は、本市が該当する施行時特例市になります。資料1-1の14ページに用語解説を掲載しています。平成27年に特例市制度が廃止された際に、現に特例市である市で、令和5年4月1日現在で本市を含む23市が該当しています。こちらの特例市制度は、人口20万以上で市の申し出に基づき政令で指定される都市制度で、環境保全行政に関する事務や都市計画等に関する事務等の権限が移譲さ

れています。この23市のうち、神奈川県内では本市のほかに、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市が該当しています。

【守屋委員】

分かりました。この施行時特例市と類似団体が違うと思い確認しました。

【委員長】

キーワードは後ろの用語集に掲載されていますが、脚注やアスタリスクを付けてもらうと、そのマークが付いているものは後ろの用語集に掲載されていることが分かるので、分かりやすくなると思います。

【清水委員】

先ほど委員長からもお話がありました1月の教育関係の説明に関してですが、私も今配慮が必要なお子さんが多いというのは、非常に感じています。ただ、その所管の問題で、例えば児童相談所がどこかの所管だとか、それぞれの特別支援教育を行っているのはどこが所管かなど、県であったり、国であったり、市であったりと思うので、その辺の教育の縦割りというか、その所管の部分もできれば1月の説明のときに明確にさせていただけるとありがたいと思います。

【企画政策課課長代理】

次回の委員会では、ご意見の資料をお示しするようにいたします。

【委員長】

教育に関してはいろいろな法律があり、あるいは子どもたちに対する法律があって、それぞれ福祉部局なのか教育関係なのかいろいろとあると思いますが、その辺を整理していただけると、我々も分かりやすくなると思います。

【西尾委員】

先ほどのパブリックコメントのところで、近々で0件で、前回も2人ということですが、昔からこういった内容に関しては少ないものなんでしょうか。公共施設の最適化とか、マイナンバーとか、私たち市民目線だとすごく興味のあるというか、非常に問題意識を持っているものも多いと思います。パブリックコメントを募集する時に、タイトルを変えたらもっと意見を出してくれるんじゃないかなと思います。大体こんな感じなんですかね。タイトルもそのまま行政だからこの行財政改革計画としかできないものなんでしょうか。過去も同じ素案に関してもパブリックコメントへの意見があったんでしょうか。

【企画政策課課長代理】

この度のパブリックコメントのタイトルについては、他の計画等のパブリックコメントと同じようなタイトルの付け方をしています。今後、パブリックコメントを行う際には、少しでも多くのご意見をいただけるようタイトルの付け方について、検討できる範囲で工夫をしていきたいと思えます。

前々回の平成27年時のパブリックコメントですが、こちらは1人からご意見がありました。

【委員長】

私は横浜市でいろいろと仕事をしてしていますが、平塚市が特段低いというわけではなくて、こういうものですよね。やはりこういった総合計画とかこの類のものはこの程度かなと。これでいいという意味ではありませんが。

【西尾委員】

タイトルがつまらないので、最初から関係ないとなりがちですよね。

【委員長】

改めてこれを一般の市民の方が、最初から最後まで読んで、自分なりの質問や意見を持つ方がどれぐらいいられるかというの。どういう工夫が他の自治体であるか、私も研究したことはありませんが、面白い取り組みをしているところがあれば、他の市町村を研究されるのも、今後の市としてのあり方としてはいいのかもしれない。

【久田委員】

資料1-1の4ページの財政力指数ですが、先ほど説明をいただいたときに、この数字が高いのがいいのか低いのがいいのか分かりませんでした。後ろの用語集を見ると、高い方が良く健全なんだと思いましたが、よく読むと、指数が1未満になると、普通交付税の交付団体になると記載があります。例えば令和2年は0.98となっていますが、これは1以上を目指しているのかを教えていただければと思います。

【財政課長】

これはあくまで理論値になります。平塚市の規模であれば、大体このくらいの歳入、歳出があるはずであると。その差額として、一対一であれば、財政力指数は1になります。歳入の方が少なければ1を割り込み、普通交付税で賄いますので、いってみれば全国一律で財政力指数は1になります。東京都などは別ですが。特に何かを目指すのではなく、あくまで現状がこういう構成であると指標として表している理論値のようなものになります。

【久田委員】

分かりました。歳入を大きくしたいという意図はありますか。

【財政課長】

この財政力指数はあくまで理論値なので、それとまた別に歳入を増やすという意味では、例えば産業の振興ですとか、人口の増ですとか、そういった形でまちづくりの一環として、それが結果として歳入に結びつく、そういう施策を行っていくのは必要だと考えています。

【久田委員】

歳入が増えて、歳出が減って、結果的に東京都と同じように、交付税を受けなくてもいいとするんでしょうか。

【財政課長】

それを目指すというよりも結果として、当然のことながら東京は産業とか、本社が集中していますので、法人税も桁違いですし、人口も多いという中で結果的に税収が多くなっています。例えば今後平塚市の税収が増えて、歳出が削減されることによって、結果として不交付団体になるということはあると思います。

【委員長】

今の久田委員のご指摘は分かりやすくいうと、これ以上歳入が増えると、交付税がもらえなくなってしまうという視点はないということですよ。結果として1を超えても、それは構わないということですね。

【財政課長】

はい。それはそれだけの歳入が見込まれているということですので、その歳入で平塚市民にとって必要な行政サービスが行われるという形で基準を国が定めていますから、そこに達しているということなので、理論値上、困らないということになります。

【委員長】

それでは私から質問をしたいんですが、これだけ景気が悪くなって、人口も減ってきて、建物も老朽化してという状況の中で、職員数は微増していますが、これから20歳から24歳の人口が減るから、職員数も結果的には減っていくのではないかというお話だと思います。その中で、職員数が減るということは、やはりそれはサービスの低下につながっていくわけですから、船を動かす船頭さんの数を減らせないのは分かりますが、その中で、例えば外国人の方に門戸を広げるとか、あるいは法的に外国人の職員は全体の何%以下にしなければいけないとか、そういった外国人を取り入れるということの基準はありますか。

【職員課長】

現状では、外国人の採用に関しては、内閣府の法制局が示しているいわゆる公権力の行使に当たら

ない業務については、一部本市においても就いています。

【委員長】

現業職ですか。

【職員課長】

現業職ではありませんが、現状だとそういった形になっています。

【委員長】

非正規雇用などですか。

【職員課長】

はい。

【委員長】

そういうところはいいけれども、いわゆる非現業の権力的な業務のところは、一定の規制があるんですか。

【職員課長】

内閣法制局の見解に基づいて動いているということですが、これに関してはいろいろと法的な解釈等もあります。本市においても、それが問題ないということであれば、採用していくということになりますが、全体でいいますと、年に1人もいないような状況です。一方で労働力という意味では、例えば女性や障がい者など、国が進めているところでは、増やすような別な考え方がありますので、そのような考え方に基づいて、労働力を確保していく施策を行っています。

【委員長】

それでは、「(2) 平塚市行財政改革計画(2024-2027)実施計画事業検討案」について、事務局から説明をお願いします。

【企画政策課課長代理】

～ 資料1-3に基づき説明 ～

【委員長】

皆様から御意見、御質問等がありますか。

【大久保委員】

2ページの4番のアナログ規制の見直しですが、アナログ規制とは具体的にどういったものでしょうか。

【企画政策課課長代理】

アナログ規制ですが、規制の一例として、現在様々な手続について、オンラインでも申請ができるようデジタル化の取組を進めています。各手続の条例等でその手続は書面でなければいけないという規制をしている場合には、こういったものがオンライン化の妨げになりますので、アナログ規制に該当します。こうした規制について、オンラインでの申請というデジタル手法も許容する方向に見直しを図っていくというものです。

なお、今、例に出しました手続等の書面規制については、本市では既に、個別の条例等での規定に関わらず、デジタル手法により手続を行うことができる旨を別の条例で定めているため、手続における書面規制は既に見直しはされている状況です。

本市において他にどのようなアナログ規制があるかについては、今後全庁的な調査を行う予定ですので、その中で規制の実態を把握していきたいと考えています。

【久田委員】

3ページの10の4の基金の効率的な運用ですが、基金をバラバラで運用しているので一括して運用管理するということが重要だと思います。債券で運用すると利回りがいいと説明がありましたが、おそらく債券はこれから価格が下がるので債券投資はあまりリターンが上がらないんじゃないかという予想がされているので、そこは気をつけた方がいいと思います。

あと、詳しいことは存じ上げないんですが、生命保険会社の一般勘定は利用できないんでしょうか。生命保険会社の一般勘定は予定利回りという形ですが、安全性も流動性もかなり高くて、年金基金等の非常に注意を要する資産にも多く取り入れられています。おそらく今でも1%ぐらいはあると思います。生命保険の一般勘定を活用できるなら、債券運用するよりも、おそらく安全性は高いと思いますので、それも一つの選択肢にされてはと思います。

【企画政策課課長代理】

ご意見ありがとうございます。ご提案がありました生命保険の一般勘定については、担当課に情報提供させていただきます。

利回りの関係について、本市ではなく、ある自治体での今年度の基金運用の計画をご紹介しますと、定期性預金の運用では利回りが0.002%のところ、債券の運用では0.669%の利回りを見込めるとしてありまして、定期性預金より債券の方が利回りは高くなっております。今後、ご指摘の意見も踏まえ、安全性や流動性をしっかりと確保しながら、運用していくことを考えていきたいと思っております。

【清水委員】

3ページの14、公共施設等の最適化の2番の公立保育所・幼稚園等の再編ですが、活動内容の2つ目に「公立園が蓄積した保育や幼児教育のノウハウを民間園と共有する取組の推進を検討する。」という記載があります。確かに最近配慮が必要なお子さんが増えており、民間園ではコスト的な問題もあつてなかなかお受けができないという状況があると思います。そういう意味では、今まで公立園が蓄積してきたノウハウや人的なものなど、目に見えないようなノウハウに関して民間園に共有していただけると非常に大きな力になるのではと思います。これからいろいろと検討されると思いますが、今のところどういうイメージでしょうか。人の交流あたりを考えていますか。

【企画政策部長】

公立園は10園から6園に減らしていく方向ですが、正規の職員数は減らさない方向です。それは、今公立園では正規職員でない方も多くいられますので、そういった方を集約していきます。それと民間と共有するというのは、公立園の幼稚園の先生や保育園の保育士は、民間に比べて様々な研修をたくさん受けています。そういったノウハウですとか、市のくれよんという発達支援の施設との交流も活発ですので、そういったところのノウハウを順次民間園と共有していくという説明を受けています。

【清水委員】

今くれよんの話が出ましたが、市の担当の方は承知をされていると思いますが、今配慮が必要なお子さんが多くて、くれよんの予約が取れないというのをご存知ですか。そういうお子さんの数はこれからもどんどん増えてくと思いますので、市のサービスとして、厚くしていただければと思います。そういうところも検討の俎上に載せていただければと思います。

【企画政策部長】

そういった方向で検討していきたいと思います。

【守屋委員】

1ページの1の3番の書かない窓口の導入と5番の自動発行システムの導入ですが、これは件数が何件ぐらいで、どのくらいを目標にしているのでしょうか。

【デジタル推進課長】

書かない窓口の導入ですが、住民票の異動は4万4,422件になります。それから土木の自動発行システムの導入ですが、これまでは開発指導の関係で開発許可などを出す際に、今まで複数の課でいろいろな書類が出ていて、それを各課回ってお客様に取っていただくというようなものです。これを自動販売機のように、これとこれとこれが欲しいと選ぶと、そのセットが全部出てくるということで一つの窓口でできるというのがこの5番の自動発行システムというものになります。

【企画政策課課長代理】

5番の土木建築系部署での証明書自動発行システムの導入では、令和4年度の証明書の発行件数の合計は2万4,801件になります。所管課では、将来的には関係する8課で、窓口対応時間の現時点の削減目標として、2,800時間以上の削減を目指していく考えとしています。

【委員長】

今の点について、オンライン化やデジタル化が市民の利便性につながる、あるいはコスト削減につながるということは、一応の理解はできますが、こういうデジタル化やオンライン化によって、こぼれてしまう市民の方がいるのではという懸念もあります。昔のアナログのスタイルに慣れていて、ご高齢の方とか、そういうのが苦手な方が使いづらくなってしまって、結果的にはサービスを受けたいが、やり方がよくわからないからもういいやとなってしまうと、一方通行の効率性だとか利便性という懸念もなくはないかなと思います。そういう意味では、時代的な流れですから、こちらを推進していくこと自体は否定しませんが、それに伴ってこういうシステムについてこられない人達には、どういった対応を、例えば3か年とか5か年は、移行期間としてアナログとデジタルを併用しますとか、そういったアイデアは市としてお持ちでしょうか。

【デジタル推進担当部長】

何か年という話ではないんですが、全部セルフサービスですというのではなく、例えばマイナンバーカードを機械にかざすと、その中の住所や氏名などが読み取られるので、書く手間がなくなり、あちこちの窓口で住所と名前を何回も何回も書くんですが、これはなかなか大変でご自分の住所ですがちょっと間違えてしまうこともありえます。なので、完全にセルフではなくて少し便利になりますよというお話になります。もちろん、オンラインでご自身のスマートフォンでできる方は、どんどんやっていただき、気持ちの上でハードルがあるなと思っている方は、必ずしもそれを使うわけではなくて、市役所窓口にお越しいただいた上で、カードをお持ちでしたらそのカードで手続きを促すとか、カードを持っていない方は、今まで通りの方法で行うなど、どうしても並行してしまうと思います。徐々には、できるだけ技術を使った方向に行って欲しいと思いますが、いつからいつまでの間に、全部なくしますとか、そういった目標を掲げるとか、そういうドライなものではありません。

【大久保委員】

1のサービスのDX推進の5番の土木・建築系部署での証明書自動発行システムの導入ですが、確かに利便性は少し上がるなと思いますが、結局、紙の証明書というところがいまいちかなと思います。つまり、これは紙の証明書を出して、ファイリングするのではないのでしょうか。それでは、やはりデジタル化の醍醐味というか本筋から離れてしまうと思います。例えば、証明書番号さえ集めれば、いつでも証明書の原本が見られるようにしておけば、紙をファイリングしておく必要はないわけです。なので、証明書発行というのは、もう紙を出す必要はないのではと思いますが、いずれはそういうシステムになっていくのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

今回の証明書自動発行システムで対象とする証明書のうち、いくつかのものは既に、市のホームページでのわくわくマップという公開型GISにより、必要な情報をオンラインで取得することもできるようになっております。ただし、お客さんによっては、紙の証明書で欲しいということで窓口にいらっしゃるため、その対応も図っていくために今回システムを導入するものです。

【委員長】

私から1点教えていただきたいんですが、2ページの9の債権回収の推進ですが、いわゆる債権回収というのは、行政自らが強制執行権を持つ強制徴収公債権、あと裁判に委ねなければいけない非強制徴収公債権と私債権のこの三つに分類されると思います。行政が強制執行できるものについては、財産の差押えをして、国税通則法に基づいて強制徴収する形になると思います。一方で、裁判に訴えていくものもあるわけですが、これはどのタイミングで民間に委託するのでしょうか。あくまでも債権回収の取立ての段階で民間に委託をすると、民間の方でこれはもう駄目だとなった時に民間事業者が裁判をするという意味決定になってしまうとこれは法的には問題かなと思います。実際、租税債権のように、税務署が強制徴収権を持っているような所得税法だとか固定資産税法の中で、強制執行権を持っているようなものについて、権力、権限を民間に委託するというのも行政法的にはイメージが湧かないのですが、そのあたりはどのように整理をされて、どのタイミングでどういう仕事を民間に委託されるのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

現時点では、市民病院の医業未収金について弁護士法人への委託を行っており、市民病院での委託のタイミングの判断ですが、未収金が発生した際は、まずはその職員による面談での支払い相談に加え、架電や通知で支払いの催促を行います。そうした職員による相談や催促に応じないものなどを中心に弁護士法人への委託を行っています。

【委員長】

もう1点教えていただきたいのが、いわゆるごね得で何をいっても払わないというものが、この見込みのない債権に入ってしまうとごね得を許してしまうことになると思うんですが、これはどういうものを具体的に想定されているのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

回収の見込みのない債権ですが、債権には大きく公法上の原因により発生する公債権と、契約等の私法上の原因により発生する私債権があります。この二つの債権は、時効期間経過後の扱いが異なっており、公債権は時効期間が経過をすれば、自動的に、絶対的に債権は消滅しますが、私債権は時効期間を経過しても、債務者が時効の援用と申しまして、時効の利益を受けようとする意思表示をしなければ、債権は消滅しないことになっています。そうしたことから、現在本市のいくつかの私債権にお

いて、時効期間が経過していても、債務者が援用せずに残ってしまっているものがあり、今年度の定期監査において監査委員からも、こうした状況について改善をした方が良いとの意見があったため、必要な検討を行っていくものです。

【久田委員】

3ページの13のところの施設の長寿命化の推進ですが、公共施設等を長寿命化させて、最終的にはコストを削減したいという説明でしたが、民間の観点から考えると、施設を長寿命化させるということは、固定費を長く維持しないといけない。つまり、固定費を一旦払ってしまえばもうその払った建物に対してずっと維持費などがかかってくるわけで、逆にコスト増になることもよくある話ですが、そういったことはこの公共施設では考えなくてもいいものなのではないでしょうか。

【資産経営課長】

公共施設の長寿命化については、今まで予防保全という考えがあまりなく、施設の不具合が出てから修繕をするという考えで行ってきたところを、これからは定期的に何年には中規模改修、何年には大規模改修ということで、施設が壊れる前に修繕することによってコストを抑えるという考えになります。何が何でも施設を長寿命化するわけではなく、別に統廃合や施設の再編はセットで考えながら、コストは抑えていくという考えになります。

【委員長】

それでは、「2 報告（1）平塚市行財政改革計画（2020-2023）令和5年度上半期取組状況」について、事務局から説明をお願いします。

【企画政策課主査】

～ 資料2-1～資料2-3に基づき説明 ～

【委員長】

皆様から御意見、御質問等がありますか。

【委員長】

城川副委員長に教えていただきたいのですが、資料2-1に業務改善や業務の見直し、窓口サービスの改革など、こういった問題について、民間の視点から何か意見はありますか。

【副委員長】

企業の立場で見たときに、やはり気になるのは、目的が正しいか、指標が適切かというこの二点で眺める癖がついています。そうすると、目的は資料に書いてありますが、行政サービスの向上、効率

化とともに、今後顕在化する課題に対してしっかり手を打っていくと、二つ書いてあります。企業の立場でいうと、必ず一石二鳥を狙いなさいというのが私の上司がよくいっています。一石一鳥ではもったいない。必ず一石二鳥の手から始めなさいと。もしくは二石四鳥。先ほど市の方がセットで考えていますと説明されていたのがそれに当たると思います。やはりセットで考えて、できるだけメリットを最大化していく。その考え方がすごく重要だと思います。そういう面で見ると、こういう場なので、どうしても取組ごとの説明になってしまうのは理解ができますが、これとこれがセットですといってもらえると、すごく分かりやすいなと思いつつ聞いていました。

窓口業務については、弊社も結構、悩んでいます。というのは、今いろいろお話があった通り、やはり紙じゃないとできない方が社内にも、何十人といられます。その方々を切り捨てるわけには絶対いきませんので、どうしてもその方々への対応と、スマホでできる方への対応、さらにパソコンならできる方への対応、大体3種類ぐらいを持たざるを得ません。そこをどうやって統合的に持ち込めないかなということで、OCRというのは一つの手だろうと思いつつながら、そういうのを組み入れながら模索しているというのが正直なところです。なので、そこは今の平塚市の取組と同じかなと思います。

【副委員長】

補足ですが、ちょうど私の息子がこの3月、4月で地方の企業に就職して、いろいろな手続を行いました。そのときに結構マイナンバーカードは使えたなと思いつつ。ただ一方で使えない時も、結構ありましたので、まだまだ発展途上というのが一つです。あと、平塚市に住んでいますので、うちの妻がよくいうのは、なんでこんなに給食の準備が遅いんだと。もっと早く小学校、中学校に給食を入れて欲しいというのが女性の特に母親の願いではと、よくいっていました。

【守屋委員】

資料2-3の9ページの未利用等資産活用事業で令和4年度は、7億3300万円売却をしています。この9件というのは、どういうものを売却されたのでしょうか。

【資産経営課長】

売却9件のうち一般競争入札が3件ですが、主なものは豊原分庁舎の跡地、それから保育園にお貸ししていた跡地で、それ以外は道路が廃止されていたところなどを含めて9件になります。大きなものが豊原分庁舎の跡地の売却になります。

【守屋委員】

売却先は民間でしょうか。

【資産経営課長】

民間です。

【委員長】

それでは、「(2) 民間活力の活用に係る取組方針 (2024-2029)」について、事務局から説明をお願いします。

【企画政策課主査】

～ 資料2-4に基づき説明 ～

【西尾委員】

民間活力の活用ですが、業者の選定はどのように行われているのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

業者の選定については、基本的には複数の事業者から、例えば入札のような価格による選定やプロポーザル方式という事業者からの企画提案を審査する方式等によって選定を行っています。

【大久保委員】

6ページの中央図書館の大規模改修ですが、これは耐震性、老朽化から建て替えなければいけないんですか。文化ゾーンにある各施設も同じぐらいの老朽化していると思いますが、なぜ中央図書館を最初に行うのでしょうか。

【資産経営課長】

中央図書館は建て替えではなく、大規模改修になります。順次、博物館についても中央図書館が終わりましたら、改修を行う予定です。その前に教育会館については、青少年会館、少し離れている勤労会館と三館で統合するため、教育会館は改修し、青少年会館はその後に解体という予定になっています。

【大久保委員】

それは順次やっていくのですか。

【委員長】

その順番というのは、緊急性の高いものからやっていくという考え方でしょうか。

【資産経営課長】

はい。

【副委員長】

中央図書館の大規模改修に絡んで二つ質問があります。一つは、いろいろな施設を改修されるとい

うことですが、樹木の伐採は計画されているのでしょうか。

【資産経営課長】

中央図書館の改修に合わせた伐採ということでしょうか。

【副委員長】

他に3か所ぐらいもいわれていたと思うんですが、あの辺りはかなりいい樹木があるので。

【資産経営課長】

文化ゾーンの中でということでしょうか。

【副委員長】

はい。東京都のようなことがなければいいというのが質問の意図になります。

【資産経営課長】

まず教育会館を工事し、その後に中央図書館、博物館を改修し、最後に青少年会館の解体という順番で予定をしています。樹木というお話でしたが、まだどのように整備するかは決定されていませんが、大きくなりすぎて工事に支障が生じるとか、青少年会館がなくなった後に空いた場所を整備する際に支障となるような樹木については、適宜伐採する木も多少は出てくる可能性はあると思います。すべてではありませんが、大きくなりすぎて、施設に支障や日陰になってしまい公園の利用に支障となっているような木については、可能性はゼロではないかと思います。

【副委員長】

平塚市をグーグルマップで見ると、やはりあの辺りが市の中央で緑が唯一残っているところであり、総合公園にも近いということで、大切にしていなければなという趣旨になります。

【委員長】

ぜひ計画を実施するときには、都市景観における緑を研究された先生が東海大学におられますので、そういう専門家の意見も聞きながら進めてほしいと思います。単に工事の効率性だけで判断をしないで、やはりその市民の憩いの場というところが最終ゴールとして残らないと何のための改修だったんだという話になり、東京都のように揉めたりする可能性もあります。その揉めるというのは、結局はコストがかかるとか、事業計画の変更までいって、あるいは裁判で訴えられるとか、いろいろなリスクが発生しますので、そういうリスクをなるべく回避しながら、バランスのとれた考え方というか、やはり第三者の専門の方もおられるので、そういう方を含めてご議論をされればと思います。

あともう一つ、丁寧に市民の皆さんに説明をして、切るなら切るでなぜ切るのかという説明をして、単に工事の邪魔だからという理由で切っていくと反発される市民の方もいらっしゃると思いますの

で、そのあたりをソフトに運用されればよろしいかと思えます。

【副委員長】

もう一点ですが、集約される三館に勤労会館が入っています。私ども企業では、危険物安全協会、労働者安全協会などを運営していて、いろいろな講習会、セミナーを、平塚市の企業向けに行っています。会議室を非常に多く活用させていただいています。平塚市の企業、もしくはそういう方々のためにこういった場所が残るように、配慮をいただければと思います。

【資産経営課長】

三館が統合された際には、機能を集約するという形で、今まで勤労会館を使っていた方々、青少年会館を使っていた方々は目的に合致した事業については、配慮をする予定です。それから、勤労会館、青少年会館、教育会館ともにエレベーターがなく、車椅子の方など足の不自由な方などが利用しにくい施設でしたので、今回エレベーターをつけることによって、そういった方への利便性の向上を考えています。

【守屋委員】

4ページの公園管理業務、道路維持管理業務について、いずれも一部業務委託となっておりますが、全部ではない理由と申しますか、例えばどんな業務が対象か具体的に教えていただければと思います。

【企画政策課課長代理】

一部業務となっている理由ですが、こちらの業務は現在の技能労務職、いわゆる現業職員の方が業務に従事しており、その方が定年退職等で辞められるタイミングに合わせて、基本的にはその分の委託をしていくため、一部委託としています。

【守屋委員】

全体的な予算に対する委託の割合というのはどのくらいでしょうか。例えば全体1,000万円のうち、現業の方が200万で残り800万が委託など。退職されるのであれば、現業の方の割合はだんだん減ってくわけですね。その割合が分かれば教えてください。

【企画政策課課長代理】

みどり公園課の公園管理業務については、令和11年度の委託のため、その辺りの詳細な積算や検討はこれからになります。

道路維持管理業務については、作業員1人分の単年度効果額として、人件費の平均と業務に必要な原材料費、機械リース代などの経費の合計が1,054万5,000円のところ、委託費が810万円で、差し引き244万5,000円を見込んでいます。

【委員長】

続きまして、「3 その他」です。

全体を通してお気づきの点、あるいは要望等がありますか。

【守屋委員】

以前にもお願いをしましたが、予算などの数字をお示しいただかないと、例えばこれは1,000万の仕事なのか、1億の仕事なのか、事業規模が見えてきません。実績報告では数字が示されていますが、検討課題の方でも、もう少し予算規模などが分かると、これを重点的にやらないといけないのかなど見えてきます。言葉だけでなく数字で比較したいので、今後は数字的なものをお示しいただければと思います。

【企画政策課課長代理】

次回の第3回の委員会以降、事業規模や予算規模について、お出しできるものはなるべくお出しする方向で、資料の作成を進めたいと思います。

【委員長】

本日の議題は以上となりますので、それでは事務局に進行を返させていただきます。